

答 申 第 4 4 号
平成 26 年 3 月 24 日

仙台市教育委員会 様

仙台市情報公開審査会
会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）
平成 25 年 2 月 22 日付け H24 教学教第 1166 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 59 号

「平成 25 年 1 月 1 日付けの昇給区分決定に関して

- (1) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行う際に根拠とした評価規準（教育評価における評価規準いわゆる「のり準」に相当するもの）が書いてある文書
- (2) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行い、5 点（極めて良好）、4 点（特に良好）、3 点（良好）、2 点（やや良好でない）、1 点（良好でない）という点数を付ける際の根拠とした評価基準（教育評価における評価基準いわゆる「もと準」に相当するもの、又は文部科学省が使っている判断基準に相当するもの）が書いてある文書（校長及び教頭が独自に作成したものがあれば、それを含む。メモ程度のものでよい。）」

に係る公文書開示決定に対する異議申立て

答 申
(諮問第 59 号)

1 審査会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき別記の各公文書の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 25 年 2 月 1 日付けで開示決定を行った。

本件異議申立ては、申立人が 2 種類の公文書を請求したにもかかわらず実施機関は 1 件の公文書を開示したのみであり、しかも開示された公文書と請求した 2 種類の公文書との対応関係も不明であって、このような実施機関の開示の仕方は不相当であること、また本件開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は開示された公文書以外にもあるはずであることを理由として、本件開示決定を取り消し、新たな開示決定又は非開示決定を行うよう求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

以下に述べるとおり、本件開示決定は明らかに不当である。実施機関は、早急に本件開示決定を取り消し、そのうえで別記の各公文書についてそれぞれ開示又は非開示の決定をすべきである。

(1) 開示の仕方が不当であることについて

申立人は、別記のとおり 2 種類の公文書の開示を請求した。これに対し、実施機関は「評価基準」と題する公文書（以下「本件開示公文書」という。）のみを開示した。これでは本件開示公文書が別記の(1)及び(2)のいずれにも該当するということになる。しかし、本件開示公文書は明らかに 2 種類の内容で構成されており、本件開示公文書中の「1」は別記の(2)に該当しないし、本件開示公文書中の「2」は別記の(1)に該当しない。実施機関が別記の(1)及び(2)のいずれにも該当すると受け取れるような開示決定をしたことは不当である。

実施機関が「のり準」と「もと準」の区別をしていないのであれば、一方のみに該当する公文書は不存在であるとして非開示決定をする方法もあったのではないかと申立人は、平成 22 年 3 月 16 日付けで評価基準を記載した公文書の開示を実施機関に請求したが、その際、実施機関は、本件公文書中の「1」に相当する公文書が存在していたにもかかわらず、公文書不存在を理由に非開示決定をした。

(2) 実施機関の行ったアンケート調査が不当であることについて

① アンケート調査の実施そのものが不当であることについて

ア 実施機関は、各仙台市立小・中学校の校長及び教頭に対し、本件対象公文書の保有の有無を確認するためにアンケート調査（以下単に「調査」という。）を実施した。本件対象公文書の保管者は各小・中学校の校長らであり、その開示の可否を第一次的に判断するのも校長らである。実施機関の役割は、校長らから集約した公文書に非開示とすべき部分があるかどうか

かのチェックや開示に向けた事務を行うことであり、調査を行うのは越権行為である。

イ また、今回の調査において、実施機関は校長らに申立人が作成した別記(1)及び(2)の文章は示したが、開示請求書に添付した別紙中の「開示請求をするに至った理由」に係る記載は示していない。申立人は、本件対象公文書の開示の必要性をその保管者である校長らに分かってもらいたいがために、あえて「開示請求をするに至った理由」を記載している。第一次的に開示の可否を判断する校長らに必要な情報を与えないのは公正ではない。

ウ 仮に調査が必要だとしても、その実施時期が問題である。実施機関は、本件開示請求後1月以上が過ぎた平成25年1月7日に校長らに調査への協力を依頼している。昇給日は同年1月1日であり、昇給日を過ぎてから調査したのでは、メモがあったとしても廃棄されてしまう可能性がある。実施機関は、申立人がいうような評価規準等に関するメモは存在しない、あったとしても廃棄されているという結果が出るよう、意図的に調査票の作成に時間をかけ、調査の実施を遅らせたのである。

エ 本来、調査をする必要はないが、仮に調査に意味があるとしても、実施機関の行った調査は、いわゆる「もと準」に関するものであり、「のり準」について調査していないのは不公平である。

② 調査の方法等が不当であり、その結果は信用できないことについて

実施機関は、調査において「評点に見合う具体的なレベルの想定」を紙に書いたり、パソコン等に入力したりしたかを問う設問に対し、全ての校長らが「しなかった」と回答したというが、この結果は以下の理由により信用できない。

ア 実施機関の言葉遣いがおかしいことについて、申立人はこれまでも実施機関に質問してきたが、実施機関から何らの反論や説明はなかった。実施機関の言葉は信用できない。

イ 申立人が仙台市立学校の教員であった当時、校長及び教頭から、児童生徒に対する評定については保護者からの問合せに説明できるように準備しておく必要があると指導されてきた。校長らには、教員に対する評定について説明責任がある。いくら優秀な校長らでも文章化するなりメモにするなりしておかなければ説明できないはずである。

ウ 以前、実施機関は、「通常、評価の在り方として、複数の評価者が分担して評価する場合に、評価基準を評価者それぞれが勝手に作成することは考えられないし、それは学校教育も同様である。本件のように評価者が学校教育において、長年、評価・評定を行ってきた校長及び教頭であればなおさらである」といつていた。こうした実施機関の考えが校長らに影響を与え、今回の調査への回答につながっている。

エ 調査の設問(2)に設けられた選択肢の文末は、「できないと考えた」、「無理だと考えた」、「意味がないと考えた」等、「1から5までの各評点に見合う具体的なレベル」をメモにまとめる等のことは無理であり、メモとして残さなくても問題ないとの印象を回答者に与えるような文言になっている。実施機関としては、「1から5までの各評点に見合う具体的なレベル」をメモしたものが存在したのではこれまでの主張と矛盾するため、紙に記載したりパソコン等に入力したりすることを実施機関は期待していないことを暗に示そうとして設問の選択肢を作文したのである。

オ 調査の設問(2)において、ア～カの選択肢の中で最も回答が多かったのはイ（「評価は、評価対象の教員の状況を的確に捉えたうえで評価者としての総合判断を行っている。教員ごとに、

多くの要素を総合的に勘案して判断しているのに、あらかじめメモにまとめる等のことは無理だと考えた。)であるが、それでも回答者総数の39%であり、メモにまとめる等のことは無理だと考えていた校長らは一部である。10個の評定項目について、それぞれの「各評点に見合う具体的なレベル」を頭の中で設定し、保存しておくのは至難である。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明により主張した内容は、概ね次のとおりである。

(1) 本件開示公文書について

仙台市立学校職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により宮城県が給与を負担する職員（以下「県費負担教職員」という。）の昇給に係る評価の仕組みについては、これまでの申立人からの類似の異議申立ての際に説明してきたところと同様である（当審査会答申第42号2ページの「4 実施機関の説明(1)①」を参照）。

本件開示公文書は、実施機関が評価者である校長らに対し、県費負担教職員の評価を行う際によりどころとすべき評定項目等を示すために配布したものである。

(2) 本件における開示の仕方が不当ではないことについて

申立人は、2種類の公文書の開示を請求したのに実施機関が1件の公文書のみを開示し、しかも2種類の請求内容との対応関係を示さなかったことは不当であるという。申立人がいうとおり、本件開示公文書は大きく二つの部分から成っており、「1」では10個の評定項目等を示し、「2」では評定項目ごとに評点を付ける際の指針として1～5点の各評点についての説明を加えている。しかしながら、実施機関には申立人がいう「のり準」又は「もと準」という考え方はなく、「1」が「のり準」に当たり、「2」が「もと準」に当たるとは考えていない。その意味では、申立人がいうように、別記の(1)及び(2)に明らかに該当する公文書は不存在であるとして非開示決定をすることも可能だったかもしれない。しかし、実施機関としては、開示請求の趣旨に合致する公文書がないからといって機械的に非開示決定をするよりも、評価者がどのような考え方に基いて評価をしているのかを開示することの方が、申立人の請求の趣旨により適うものと考えた。そこで、実施機関は、県費負担教職員の評価に際して評価者がよりどころとすべき考え方が記載された本件開示公文書を本件対象公文書として特定し、開示決定をしたのであって、それが不当な対応であるとは考えていない。

なお、このことに関連して申立人は、平成22年3月の申立人からの公文書開示請求において、当時、実施機関が本件公文書の「1」に相当する公文書を保有していたにもかかわらず、公文書不存在を理由に非開示決定をしたとしているが、これは事実と反する。実施機関は、当時、「県費負担教職員にかかる昇給決定のための評定項目について」と題する公文書（以下「評定項目に係る公文書」という。）を保有していた。当該公文書の一部に本件開示公文書の「1」の部分に相当するものが含まれていたが、当該開示請求において申立人は、開示請求している文書は評定項目に係る公文書ではないので、それを開示請求された文書として開示することはしないしてほしい旨を書面により明確に意思表示していた。そのため、実施機関は、評定項目に係る公文書以外に請求に該当する公文書を保有していないことを確認のうえ、対象公文書の不存在を理由に非開示決定を行ったのであって、評定項目に係る公文書を非開示としたわけではない。

(3) 実施機関の行った調査について

実施機関は、本件開示請求を受け、実施機関が保有する公文書を点検し、本件開示公文書以外に該当する公文書はないことを確認した。また、評価者である校長らが本件対象公文書を保有しているかどうかを確認するため、評価者に対する調査を実施した。

申立人は、実施機関の行った調査は不当であると主張するので、以下、調査の概要を説明するとともに、申立人が指摘する点について実施機関の考え方を説明する。

① 調査の実施内容について

実施機関は、本件対象公文書を評価者が10個の評定項目ごとに5段階評価を行う際によりどころとした考え方が示された文書と捉えて本件対象公文書の特定に努めた。本件開示公文書が該当することに疑いはなかったが、申立人が別記(2)の文書について「校長及び教頭が独自に作成したものがあれば、それを含む。メモ程度のもので良い。」と述べていたことを受け、実施機関は、全ての小・中学校、特別支援学校並びに中等教育学校の校長及び教頭を対象に調査を実施し、評価者が評点を付ける際によりどころとした考え方が記載された文書を収受し、又は作成したかどうか、現在も保有しているかどうか等について把握することとした。なお、調査にあたっては、本件開示請求において申立人が開示を求める文書がいかなるものかを各校長に分かりやすく示すため、校長への調査依頼文書中に本件開示請求書の「公文書の名称又は内容」欄に申立人が記載した内容を引用して示した。

実施機関は、評価者は「3点 良好」、「4点 特に良好」等の各評点に見合う一定のレベルを想定して、それに個々の教員の具体的な仕事ぶり、能力等をあてはめて評定しているものと考えている。そのため、調査においては、そうした「評点に見合う具体的なレベルの想定」をメモのようなものであっても紙に記載したり、パソコン等に入力したりしたかどうか、しなかったという場合にはその理由について尋ねるとともに、評価者が「他者が作成した評価基準に類するもの」を入手し、評点を付ける際に使用したかどうか等について尋ねた。

調査に対しては、評価作業に関与した校長及び教頭の全員(384名。ただし、長期休暇中の校長に代わり二次評価者として評価作業を行った教職員課主幹1名を含む。)から回答を得た。まず、『評点に見合う具体的なレベルの想定』を、たとえメモのようなものであっても紙に記載したり、パソコンに入力したりしたかとの設問に対しては、回答者の全員が「しなかった」と回答した。さらに、複数の選択肢を重複して回答して差し支えないという前提で「しなかった理由」を尋ねたところ、「評価は、評価対象の教員の状況を的確に捉えたうえで評価者としての総合判断を行っている。教員ごとに、多くの要素を総合的に勘案して判断しているので、あらかじめメモ等にまとめる等のことは無理だと考えた」と回答した者が151名、「評価基準に示されている評定項目は多岐にわたり、また多面的なので、あらかじめメモにまとめる等のことは無理だと考えた」と回答した者が42名、「評価の基準は経験年数等により異なるが、たとえば同じ『経験年数10年未満の教員』であっても、評価対象の教員の担当職務は異なっており、求められる仕事ぶりや能力の程度もそれぞれである。そのため、各評点に見合う具体的なレベルをあらかじめメモにまとめる等のことはできないと考えた」と回答した者が40名等という結果であった。いずれの選択肢にも当てはまらない「その他」のみを選択した回答者が197名と最も多かったが、その理由は、要するに本件開示公文書のみにより評価を行うことができるからというものであった。「その他」を選択した回答者が自由

記載欄に記載した内容を見ると、「評定項目ごとに詳しく経験年数の段階に応じた評価基準が示されているので、それを日常の教職員の勤務状況とを照らし合わせて評価したので、特にメモ等は必要としなかった」、「市教委で示した評価基準に即して一人一人を適切に評価しており、レベルの想定について特に記録を残すことは考えなかった」、「市教委が提示した評価基準は具体的であり、年齢段階ごとの整合性も取れているので、それに従い各人の学習・生活指導状況、校長との面談、指導やお便り等の製作物などと照らしながら評点を付けた。よってメモ等は不要だった」等と記載されていた。

また、『評価基準』以外に他者が作成した評価基準に類するものを入手し、・・評点を付ける際に使用したかどうかを問う設問に対し「入手していない」と回答した者は383名、「入手したことはあるが、評点を付ける際に使用することはなかった」と回答した者は1名という結果であった。「入手したことがある」と回答した1名は、使用しなかった理由について「あくまで評価一般の参考資料として入手したものであり、もともと実際の評価に使用するつもりはなかった」と回答した。当該回答者にヒアリングしたところ、人事評価に関する刊行物を書店で、参考までに私費で購入し、自宅で一読したが、当該刊行物は評価を行う際の一般的な心構えを記載したもので、実際に評定作業に直接役立つものではなかったため、評点を付ける際には使用せず、平成24年12月に他の私費購入の書籍等と合わせ、地域の古紙回収の際に廃棄したとのことであった。

実施機関は、以上のような調査を経て本件開示公文書以外に本件対象公文書はないと判断した。そして、本件開示公文書には非開示とすべき情報が含まれていないため、これを開示する決定を行ったものである。

② 調査の実施が不当でないことについて

ア 申立人は、実施機関が調査をするのは越権行為であるというが、条例上、開示等の決定をするのは実施機関である。実施機関は、校長らが保有する文書がある場合には、これを集約し、それらについて統一的に適切な開示等の決定を行うために調査を実施したのであり、申立人の批判は当たらない。

イ 申立人は自らが記載した「開示請求をするに至った理由」を評価者に示さないで調査をしたことは公正でないというが、実施機関は、校長らが保有するものも含めて対象公文書を適切に集約しようとした。実施機関の決定内容が開示請求の理由の如何により左右されることはなく、申立人が記載した請求理由を校長らに示さなかったことによって調査の信頼性が損なわれるとはいえない。

ウ 実施機関が校長らに調査への協力を依頼したのは、申立人のいうとおり平成25年1月7日である。本件開示請求を受け、実施機関において調査票の作成を進めていたところ、平成24年12月28日、先行事案（当審査会の答申第42号に係る事案）において、審査会が評価者に対する調査を実施するとの報に接した。実施機関は、できるだけ適切な調査とするために審査会の作成した調査票も参考に、実施機関の調査票の内容を再検討した。そのために調査依頼が平成25年1月7日になったのであって、校長らにその保有しているメモ等を廃棄する時間を与えるなどという意図は一切なかった。

なお、校長らの回答は、全て「評点に見合う具体的なレベルの想定」を、紙に記載したり、パソコン等に入力したりしなかったというものであり、紙への記載等はしたが、既に廃棄

したという回答はなかった。

エ 申立人は、実施機関が「もと準」についてのみ調査し、「のり準」について調査しなかったのは公平ではないという。実施機関は「のり準」と「もと準」という考え方を持っておらず、調査票に「評価規準」と「評価基準」という書き分けはしなかったが、調査の依頼文書中に申立人が開示を求めている公文書の内容を、申立人が開示請求書に記載したものを引用する形で示している。また、調査において回答を求めるのは、一つには「評点に見合う具体的なレベルの想定」を文書化し、現に保有しているかどうか、二つには本件開示公文書以外に他者が作成した評価基準に類するものを入手し、現に保有しているかどうかであることを調査票に明記しており、評価者にその趣旨は的確に伝わっている。

③ 調査の方法等も不当でないことについて

申立人は、実施機関の調査の方法等に問題があり、その結果は信用できないと主張する。実施機関の言葉は信用できないとの主張はさておき、以下、申立人の主張に対して反論する。

ア 申立人は、どれほど優秀な評価者でも文書化しておかなければ、自らの評価について説明できないというが、必ずしもそうとはいえない。評価者は、それぞれに異なる状況に置かれた教諭の勤務実績を評定するため、評定期間内に見られた個々の教諭の具体的な行動、業績等を踏まえ、さらに学校内外の具体的な状況、それらが教諭の職務にもたらす影響等の個別の諸事情を総合的に斟酌して評定を行っている。これは、個々の教諭や学校の具体的な状況をよく知る評価者だからこそできる個別的な判断である。かかる個別・具体的な判断は画一的な基準としてまとめるのにはなじまないものであり、文書化されないこともあながち不自然ではない。

イ 申立人は、「評価基準を評価者それぞれが勝手に作成することは考えられない」との実施機関の考え方が校長らに影響を与えているというが、今回の調査の趣旨は調査依頼文、調査要領及び調査票に明らかであり、実施機関が、暗に「評価者が作成したものは存在しない」との回答を促したかのような申立人の主張には理由がない。

ウ 申立人は、調査の設問(2)に設けた選択肢の文末が消極的な文言になっていることをとらえて、あたかも文書化していなくとも問題ないとの印象を回答者に与えるような表現であるというが、これは申立人の誤解である。設問(2)は、設問(1)で文書化しなかったと回答した評価者にその理由を尋ねる設問であって、選択肢の文末が消極的な表現となるのは不自然ではない。そして、設問(1)については、端的に文書化の有無を尋ねる設問としており、回答者に文書化していなくても問題はないと思わせるような表現は用いていない。

エ 申立人は、調査の設問(2)に対する回答結果から、文書化しなかったと回答した評価者は全体の39%であり、一部に過ぎないと主張するようであるが、これもまた申立人の誤解である。実施機関は、設問(1)に対し、全ての回答者が「評点に見合う具体的なレベルの想定」を紙に記載したり、パソコン等に入力したりしなかったと回答したことを受け、設問(2)において、複数の選択肢を重複して回答して差し支えないという前提で「しなかった理由」を尋ねたのである。申立人は、全回答者384名のうちイの選択肢を選んだ者は151名であり、39%であると計算したものであると思われるが、そもそも全員が紙に記載したり、パソコン等に入力したりしなかったと回答しているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件における実施機関の開示の仕方について

申立人は、本件開示請求における実施機関の開示の仕方が不当であると主張するので、まずこの点について検討する。

公文書開示請求をする者は、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない(条例第6条第1項第2号)。しかしながら、開示請求者は、実施機関がいかなる公文書を保有しているかをあらかじめ把握することはできないので、必要な情報の性質や内容を示して請求する以外にはない。そして、請求者が求めるような公文書を実施機関が必ず保有しているとも限らない。本件についていえば、実施機関には「のり準」や「もと準」という考え方がなく、開示請求者の望むような「のり準」と「もと準」のそれぞれに対応する情報が記録された公文書を特定し、開示等決定をすることはできなかった。また、本件開示公文書の「1」が「のり準」に該当し、「2」が「もと準」に該当するというような決定もできなかった。申立人は、「一方のみに該当する公文書はないとして非開示決定をする方法もあった」というが、実施機関は、本件開示請求の趣旨に合致する公文書がないからといって機械的に非開示決定をするのではなく、評価者が評点を付ける際のよりどころとすべき考え方が記載された公文書を対象公文書として特定し、開示等決定をすることが、申立人の請求により的確に定めるものと判断したというのである。当審査会としては、このような実施機関の対応は、公文書開示制度の趣旨に照らして適切というべきであり、本件において、実施機関が申立人の意図と必ずしも合致しない決定をしたからといって、そのことにより本件開示決定が取り消されるべきであるとはいえないと判断する。

(2) 他の対象公文書の存否について

申立人は、本件対象公文書は本件開示公文書以外にもあるはずであると主張している。他にも対象となるべき公文書があるとすれば、本件開示公文書のみを対象とした決定は妥当でないことになるので、以下、本件開示公文書以外の本件対象公文書の存否について検討する。

① 実施機関に対する実地見分について

当審査会は、実施機関が他に本件対象公文書を保有していないかどうかを確認するため、平成25年6月25日、実施機関の担当課である教育局学校教育部教職員課に対して実地見分を実施した。同課の執務室、書庫等について見分を行ったが、本件開示公文書のほかに本件対象公文書に該当する公文書の存在は認められなかった。

② 評価者が本件対象公文書を保有しているか否かについて

次に、評価者が本件対象公文書を保有しているか否かである。これについては、実施機関が調査を行っているが、申立人は、この調査の実施方法等が不当であり、その調査結果は信用できないというので、申立人の主張に沿って検討する。

ア 調査の実施自体が不当であるとの申立人の主張について

申立人は、実施機関が調査を行うのは越権行為であるというが、実施機関のいうとおり、開示等決定を行うのは実施機関である(条例第11条)。したがって、実施機関が調査を実施したことが越権行為であるとはいえない。

また、申立人は、本件開示請求書別紙に記載した「開示請求をするに至った理由」を評価者に示さずに実施機関が調査を実施したことを問題視しているが、調査の趣旨、すなわち評

評価者が本件対象公文書を保有している場合には遺漏なく実施機関に提出すべきことが評価者に的確に伝えられていれば、申立人が記載した請求理由を評価者に示すことが必須であるとまでは思われない。当審査会は、実施機関に対する実地見分の機会に、実施機関が調査の際に用いた評価者への調査協力依頼文、調査要領及び調査票の提出を求め、これを見分した。これらには、「評点に見合う具体的なレベルの想定」を文書化したもの及び本件開示公文書以外に他者が作成した評価基準に類するものの保有の有無を確認したいことが明記されていた。したがって、当審査会としては、実施機関が申立人の記載した請求理由を評価者に示さなかったことが、実施機関の調査が不適切なものと評価される理由にはならないと判断する。

申立人は、いわゆる「もと準」についてのみ調査を行い、「のり準」について調査していないのは不公平であるという。しかしながら、実施機関には「のり準」及び「もと準」という考え方はなく、そのため「もと準」について調査を行ったという認識もない。実施機関は、評価者が評点を付ける際のよりどころとすべき考え方が記載された公文書を対象公文書として捉え、評価者に対する調査を行ったのである。そうした調査の趣旨は、調査協力依頼文等により評価者に明示されており、当審査会としては実施機関の調査が不適切なものであったとは思われない。

さらに申立人は、たとえ評価者が評点を付ける際の何らかの考え方を文書化していたとしても、被評価者である教諭の昇給日である平成25年1月1日を過ぎれば廃棄されてしまいかねないとして、調査の実施時期を問題にしている。しかしながら、実施機関によれば、評価の結果を記入した勤務状況報告書を平成24年12月3日までに提出するよう評価者に求めていたとのことである。そうすると、同日を過ぎれば廃棄される可能性があるともいえるし、申立人もいうように昇給の結果如何によっては評価者が被評価者から説明を求められることもあり得るから、必ずしも昇給日を過ぎれば廃棄される可能性が高まるともいえない。たとえ開示等決定の期限を延長したとはいえ、実施機関にはできる限り速やかに決定を行うことが求められるのであり、開示請求を受けてから1月以上が経過した後に調査を行ったことについては様々意見はあろうが、実施機関の調査の調査票は、当審査会が別件において実施した調査の内容を踏まえたものであることも明白であり、少なくとも実施機関が評価者にその保有しているメモ等を廃棄する時間を与えるなどという目的で調査を遅らせたものとまで認めることはできない。

イ 調査の実施方法等に問題があり、その結果は信用できないという申立人の主張について

申立人は、「通常、評価の在り方として、・・・評価基準を評価者それぞれが勝手に作成することは考えられない」との実施機関の考え方が校長らの回答に影響を与えているというが、当審査会が見分したところによれば、実施機関は調査要領、調査票等により評価者に調査の趣旨を明確に説明しており、そこには、各評価者がそれぞれ評価基準を勝手に作成することはないので、作成していないと回答するように促すような文言は認められなかった。また、申立人は、調査の設問(2)の各選択肢の文末が、いずれも文書化するのは無理であり、文書化していなくとも問題ないとの印象を評価者に与えるような文言になっているというが、当審査会が調査票を見分したところ、実施機関の説明どおり、まず設問(1)により端的に文書化の有無を尋ね、文書化しなかったと回答した者に対して設問(2)でその理由

を尋ねる形となっていた。これからすると、設問(2)の選択肢の文言により文書化していないとの回答を促すものであるとの申立人の主張に理由があるとは思われない。さらに、申立人は設問(2)でイの選択肢を選んだ回答者数を取り上げ、文書化するのが無理だと考えた評価者は一部に過ぎないと主張している。当審査会は、実地見分の機会に評価者の回答票についても見分したが、回答票を見れば、実施機関の説明どおり、全ての回答者が「評点に見合う具体的なレベルの想定」について、たとえメモのようなものであっても紙に書いたり、又はパソコン等に入力したりしていないと回答していたことは明らかである。

また、申立人は、評価者は、文書化していなければ被評価者に対する説明責任を全うできないから文書化しているはずだと主張しているが、これは結局、調査結果の信頼性の問題である。当審査会が回答票を見分したところによれば、全ての評価者から回答が提出されており、その全員が文書化していないと回答していた。また、各調査票の回答内容の事後的な修正の有無、調査票の余白に記載されたメモ等も含めて点検したが、そこに不自然な点は見当たらず、回答内容に疑問を残しながら曖昧な回答をしたなど調査結果に疑問を感じさせるような点も見当たらなかった。実施機関は、被評価者を取り巻く個別の諸事情を総合的に斟酌したうえでの評価者の個別的な判断は画一的な基準としてまとめるのはなじまず、文書化されないことも不自然でないというが、これは当審査会が答申第42号において述べた考えと同様である。実施機関の調査結果は、評点を付けるための考え方が文書化されていないが、本件開示公文書に示された基準を踏まえたうえで、各評価者の個別的な裁量により具体的な評定作業が行われていることを示すものである。

なお、実施機関の調査において「『評価基準』以外に他者が作成した評価基準に類するもの」を入手したことがあると回答した1名の評価者が当該入手したものを既に廃棄したと回答していることについて、実施機関の行ったヒアリング結果を聴取したが、廃棄の時期や方法について具体的な説明があり、信頼が置けるものと認められた。

ウ 一部の評価者に対するヒアリングの実施について

当審査会は、各評価者の裁量に基づく個別・具体的な判断が文書化されないことも不自然ではないと考えているが、実施機関の調査に回答した評価者からより詳細な説明を受けることができれば、その点について、さらに理解を深めることができると考え、回答者の中から数人を選びヒアリングを行うこととした。ヒアリングは、実施機関の調査の設問(2)の各選択肢を選んで回答した者の中から無作為抽出により各1名を選定し、計7名の評価者を対象として平成25年12月16日～同月19日に各学校を訪問する形で実施した。

当審査会が、7名の評価者それぞれに各選択肢を選んだ理由を聴取したところ、いずれも共通の基準を作成することはできないと回答した。その理由について、7名の評価者の回答に共通していたのは次の点であった。

- a 教員は、それぞれ経験も異なり、また担っている任務も様々であり、成果の比較だけで評価することはできない。成果も児童生徒の状況等に左右される場合があり、成果だけでなく、置かれた状況下でいかに努力をしてきたかというプロセスも含めて評価する。評価は、個々の教員の様々な面を総合的に見ながら行っている。
- b したがって、全ての教員に適用できるような共通の基準を作ることはできない。あえて作るとすれば、個々の教員の評価書のようなものを作るか、最大公約数的なもの

を作るかである。個々の教員の評価書は共通の基準とはいえないし、最大公約数的なものでは全ての教員にあてはめることができない。

- c. 個々の教員を総合的に捉えるため、校内を巡回し、授業の様子、生徒の状況等をよく見ている。また、意見交換や指導を通じ、個々の教員とコミュニケーションを深めている。個々の教員が何をしており、何を考えているのかを十分に把握し、評価者のこれまでの経験を踏まえて総合的な判断をしており、それは文書化する必要がないものである。

評価者の実体験を率直に説明したこれらの回答は、校長らによる評価は、評価者の裁量に基づく個別・具体的な判断であり、それが文書化されないことは決して不自然なことではないという当審査会の考えを裏付けるものであった。

ところで、申立人は異議申立書において、小中学校に対する実地見分の実施を提案している。しかし、300を超える評価者について実地見分をするのは不可能に近く、また、当審査会として全評価者に対する実地見分をするまでの必要は認めないが、せっかくヒアリングのために学校を訪問したので、念のため、本件対象公文書の存否についてもあわせて確認した。ヒアリングのために訪れた7校の校長室、職員室等内の書庫に加え、各評価者が使用している事務机やパソコン内部の文書を点検したが、いずれの学校でも本件対象公文書に該当する公文書は見当たらなかった。

- ③ 本件開示公文書以外の本件対象公文書の存否について

以上の次第で、当審査会としては、本件開示公文書以外に本件対象公文書が存在しているとは認められなかった。

- (3) 申立人のその他の意見等について

申立人は、当審査会の答申第42号に係る事案について、当審査会の答申時期に関する意見を述べているが、これは別件についての意見であり、当審査会としては、本答申において何らかの応答をする必要は認めない。

申立人は、意見書等において、他にも実施機関の言葉遣いが不正確であること、「評価基準」が評価者に示されるのが毎年度の評価作業の直前になっていること等、実施機関に対する様々な意見や要望を述べているが、それらの意見等について判断することは当審査会の所掌の範囲を超えるものであり、また当該判断により上記の当審査会の結論が左右されるものでもない。

- (4) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

別記

平成 25 年 1 月 1 日付けの昇給区分決定に関して

- (1) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行う際に根拠とした評価規準（教育評価における評価規準いわゆる「のり準」に相当するもの）が書いてある文書
- (2) 仙台市立小学校及び中学校の校長及び教頭が、所属校の教諭について、10 個の評定項目ごとに 5 段階評価を行い、5 点（極めて良好）、4 点（特に良好）、3 点（良好）、2 点（やや良好でない）、1 点（良好でない）という点数を付ける際の根拠とした評価基準（教育評価における評価基準いわゆる「もと準」に相当するもの、又は文部科学省が使っている判断基準に相当するもの）が書いてある文書（校長及び教頭が独自に作成したものがあれば、それを含む。メモ程度のものでよい。）

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第59号)

年 月 日	内 容
平成 25. 2. 22	・ 諮問を受けた
25. 3. 14	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）から理由説明書を受理した
25. 3. 27	・ 申立人から意見書を受理した
25. 4. 22 (平成 25 年度第 1 回情報公開審査会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
25. 5. 27 (平成 25 年度第 2 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 6. 25	・ 実施機関（教育局学校教育部教職員課）において見分調査を行った
25. 7. 3 (平成 25 年度第 3 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 7. 26	・ 申立人から意見書を受理した
25. 8. 9 (平成 25 年第 4 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 9. 4	・ 申立人から意見書を受理した
25. 9. 13 (平成 25 年第 5 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 12. 13 (平成 25 年度第 7 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った
25. 12. 16 ~ 12. 19	・ 実施機関（無作為抽出により選定した 7 校）において見分調査を行った
26. 2. 27 (平成 25 年度第 9 回情報公開審査会)	・ 諮問の審議を行った